

# 新疆ウイグル自治区特許保護条例

2004年7月23日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 新疆ウイグル自治区特許保護条例

(2004年7月23日新疆ウイグル自治区第10期人民代表大会常務委員会第11回会議採択)

**第1条** 特許の保護を強化し、特許出願者、特許権者の合法的權益を維持し、科学技術の進歩及び革新を促進するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及び関係法律、法規の規定に基づき、本自治区の実情に照らし、本条例を制定する

**第2条** 自治区行政区域において特許保護に関する業務に従事する活動は本条例を適用する。

**第3条** 県級以上の人民政府は特許保護業務に対する指導を強化し、特許支援資金の投入を増やし、単位及び個人が特許を出願することを奨励し、技術比率の高い特許プロジェクトを実施することを支持し、特許管理部門が特許保護業務を行うことを支援する。

国内外の組織及び個人が寄付金の形で特許事業を支持することを奨励する。

科学技術、経済貿易、工商、公安、品質技術監督、税関などの行政管理部門は各自の職責に基づき特許の保護業務を行う。

**第4条** 特許権が付与された単位は法に基づき職務発明創造を成した発明者又は創作者に対し報奨を行わなければならない。自ら特許を実施又は他人に特許の実施を許諾した場合、法に基づき職務発明創造を成した発明者又は創作者に対し報酬を支払わなければならない。特許権を譲渡した場合、職務発明創造を成した発明者又は創作者に対し支払う報酬は他人に特許の実施を許諾した場合の報酬以上でなければならない。

報奨又は報酬は現金、株または当事者に対し約定されたその他の形で支払うことができる。

**第5条** 如何なる単位及び個人も特許権侵害行為、他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為に従事してはならず、他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為に便宜を提供してはならない。

如何なる単位及び個人も特許管理部門に特許違法行為を告発する権利を有する。

**第6条** 国有資産を有する単位は下記に挙げる場合の一に該当するとき、相応の資格を有する資産評価機構により特許資産の評価を行われなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 資産再編、財産権変更又は法人変更、終了以前に特許資産を評価する必要がある場合。
- (3) 特許技術を投資する場合。
- (4) 国の関係規定に基づき特許資産の評価が必要なその他の場合。

**第7条** 下記に挙げる場合の一に該当するとき、請求者又は報告者は関係する行政管理部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 応用技術の科学研究及び新技術、新製品の開発を報告して申請する場合。
- (2) 特許に係る技術、設備の輸出入貿易を行う場合。
- (3) 国の関係規定に基づき検索報告書の提出が必要なその他の場合。

**第8条** 展覧会、交易会及びその他の展示会の展示品が特許製品、特許技術の名義を用いて参加する場合、参加者は当該製品、技術の特許証又は特許許諾契約書を持参しなければならない。特許管理部門は参加する特許製品、特許技術を監督検査しなければならない。

主催者は他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為を発見した場合、特許管理部門に通報しなければならない。

**第9条** 広告を通じて特許製品、特許方法を宣伝、販売する場合、広告の経営者、発布者は提供された国务院の特許行政部門又は自治区の特許管理部門が作成した当該特許製品、特許技術の特許権が有効であることを示す証明文書を確認しなければならない。

**第10条** 特許仲介サービス機構及びその職員は法に基づき仲介サービスを行わなければならない。虚偽の報告書の作成、当事者との共謀により不当な利益の取得、特許権者、その他の当事者の合法的權益や社会の公共利益に損害を与えることに従事してはならない。

**第11条** 自治区の特許管理部門は自治区における重大な影響があり及び地区を越えた特許紛争の調停及び処理を行い、重大な影響がある他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理する。

州、市（地）の特許管理部門は本行政区域における特許紛争の調停及び処理を行い、他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理する。

**第12条** 特許紛争の調停及び処理に当たっては下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許紛争と直接利害関係がある。
- (2) 明確な被請求者、具体的な請求事項及び事実、理由がある。
- (3) 特許管理部門の管轄範囲及び受理事項に属する。
- (4) 当事者が人民法院に提訴していない。

**第13条** 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理申請書を受けた日から7日以内に受理するか否かの決定を下し、且つ書面にて請求者に通知しなければならない。受理すると決定した場合、受理日から7日以内に申請書の副本を被請求者に送達しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した日から15日以内に答弁書及び関連証拠を提出しなければならない。

特許管理部門は特許権侵害紛争の受理日から4ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。特別な状況があり、規定の期限内で処理決定を下せない場合は、特許管理部門の認可を得て適宜延長することができ、且つ請求者及び被請求者に通知する。延長期間は長くとも30日を超えてはならない。

**第14条** 特許管理部門が特許権侵害紛争を受理した後、被請求者は法に基づき当該特許権の無効宣告を申請し且つ特許再審委員会に受理された場合、処理を中止することができ、処理の中止期間は処理期限に計上しない。

下記に挙げる場合の一に該当するとき、特許管理部門は処理を中止しなくてもよい。

- (1) 請求者が国务院の特許行政部門に作成された実用新案の特許検索報告書を提出し、その実用新案特許が特許法の新規性又は創造性の規定に適合することを証明した場合。

- (2) 被請求者がその使用した技術が現有技術であることを証明した場合。
- (3) 国の関係規定により処理を中止すべきではないその他の場合。

**第 15 条** 特許管理部門は当事者の申請に応じ調停を行い、調停して合意に達した場合、調停協議書を作成しなければならない。

特許管理部門は特許権侵害紛争に対し処理を行う場合、処理決定を下さなければならない。

**第 16 条** 特許管理部門は発見又は告発された他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に対し、遅滞なく調査、処理を行わなければならない。

**第 17 条** 特許管理部門は特許紛争の処理又は他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為の調査、処理に際し、当事者と証人に質問し、関係する契約書、帳簿などの資料を検閲、複製し、関係する物品と現場を検査することができる。関係単位及び個人は事実通りに関係証拠を提供しなければならない。

特許管理部門及びその職員は当事者の技術機密及び営業機密に対し守秘義務を負う。

**第 18 条** 特許管理部門は特許紛争の処理又は他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為の調査、処理において、証拠が消滅可能又は今後入手困難な場合、特許管理部門の許可を得て、先に登記して保存することができ、且つ 7 日以内に処理決定を下さなければならない。

登記して保存された証拠は、調査を受ける単位又は個人は廃棄又は移転してはならない。

**第 19 条** 特許管理部門は特許紛争の処理において、請求者が証拠で提示して他人が特許権侵害行為を実施している又は実施しようとしていることを証明し、直ちに停止しなければその合法的権益を回復不可能な損害を与える恐れのある場合、特許管理部門に侵害の恐れがある物品に対し封印保存又は仮差押えを取るよう申請することができる。請求者は封印保存または仮差押えの措置を申請する場合、相応の担保を提供しなければならない。

被請求者が担保を提供し、特許管理部門の審査を経て認可を得た場合、封印保存を解除し又は仮差押えられた物品を返却することができる。

**第 20 条** 特許仲介サービス機構が虚偽の報告書を作成し、当事者と共謀して不当利益を取得し、特許権者及びその他の当事者の合法的権益と社会の公共利益に損害を与えた場合、特許管理部門は警告し、是正するよう命じ、情状が重大な場合、国家知的財産権局に報告して機構を取消す処罰を行う。特許仲介サービス機構の職員が職責を履行しない、または職責の業務ができず委託人の利益に損害を与えた場合、所在の特許仲介サービス機構はその職員を批判して教育を行い、情状が重大な場合、雇用関係を解除する。特許仲介サービス機構及びその職員は違法又は失職行為により当事者に経済損失を与えた場合、法に基づき賠償責任を負わなければならない。

**第 21 条** 他人の特許を詐称した場合、特許管理部門は詐称行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、違法所得と同額から 3 倍の罰金を科す。違法所得がない場合は、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。

非特許製品、非特許方法を特許製品、特許方法であると詐称した場合、特許管理部門は詐称行為を停止するよう命じ、1万元以上5万元以下の罰金を科す。

特許詐称であることを知りながら詐称活動に従事し又は詐称活動に便宜を提供した場合、共同違法活動における立場及びその影響により法に基づき処罰を行う。

**第22条** 本条例の規定に違反して処罰されるべきその他の行為は、「中華人民共和国特許法」及び関係法律、法規に基づき処罰を行う。

**第23条** 特許管理部門の職員が下記に挙げる行為の一に該当した場合、所在の単位または上級の主管部門は行政処分を行い、犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を庇護又は放任する。
- (2) 特許紛争の調停において一方に偏り他方の合法的權益を害する。
- (3) 当事者の技術機密又は営業機密を漏洩する。
- (4) 職責を利用して他人の財物を要求し又は受け取る。
- (5) その他の職務濫用、懈怠、汚職行為。

第24条 本条例は2004年9月1日から実施する。